大津市長 目片 信 様

> 日本共産党大津市会議員団 八木 修 塚本正弘 杉浦智子 石黒賀津子 岸本典子 佐々木松一

家庭ごみ有料化をやめ、住民主役の減量・リサイクルの推進を

大津市では「家庭ごみ有料化」(以下ごみ有料化)について「廃棄物減量等推進審議会」 (以下審議会)に諮問をおこない、現在審議会が答申素案をとりまとめて、7月23日ま でパブリックコメント(市民意見募集)がおこなわれているところである。日本共産党大 津市会議員団は、大津市の行政改革大綱やそれに基づく行政改革プランでごみ有料化が検 討事項として取り上げられるたびに、議会での論戦をおこなってきた。また、ごみ有料化の導入の有無にかかわらず先進自治体の取り組みを視察し、その教訓を学んできた。

今般市としてのごみ有料化の方針内容が明らかにされたことから、この問題への議員団としての見解と政策提案をおこなうものである。

(答申「素案」の概要)

示された「素案」では、平成 18 年 3 月に策定したごみ処理基本計画の平成 20 年度家庭系ごみの減量目標はクリアできているが、燃やせるごみと燃やせないごみとを合わせたごみ排出量は市民1人1日当たり 512 gとなっており、(ごみ有料化をしている) 県内主要都市の平均と比較すると大津市の方が多くなっているため、これまで以上にごみの減量化施策に取り組んでいかねばならないとしている。そして、家庭ごみの有料化の目的・効果として、次の 5 点をあげ、ごみ有料化の答申をするとしている。

- ①市民の行動をごみ減量の行動へ誘導(動機付け)
- ②ごみ排出量に応じた負担の公平化
- ③ごみの現状、減量・リサイクル等に対する市民の関心の向上
- ④次期焼却施設の規模縮小等による財政負担の軽減化
- ⑤市民や市民グループの自主的なごみ減量等環境負荷低減行動を育む財源の確保 有料化の対象は燃やせるごみと燃やせないごみで、料金はごみ袋に手数料を上乗せする 「指定袋制」とし、料金体系は1枚目から料金負担をする「単純従量制」を提案、負担金 額は、これらのごみの収集・中間処理・最終処分の経費の15%とし、ごみ袋に換算する と製造流通経費も含めて1%あたり1円、現在の大型ごみ袋で45円を提案している。

平成19年度の大津市のこれらのごみに関わる経費は約25億3千万円とされているの

で、ごみ有料化で市民が負担するのは約3億8千万円となる。

「素案」では、4人世帯の標準的排出量の場合、「燃やせるごみ」1ヶ月当たり360円、「燃やせないごみ」1ヶ月当たり6円と試算している。

1. ごみ有料化についての見解

日本共産党大津市会議員団は、つぎのような理由で今回検討されているごみ有料化に反対であり、撤回を求めるものである。

第一に、所得減少が続き地域経済も落ち込んでいる中で、深刻さをましている市民生活への負担を増やすことは、暮らしを悪化させ、地域の経済の活性化に逆行することである。

ここ10年ほどの派遣労働自由化などの経済政策の中で、勤労者所得は1割も減少、一部の輸出大企業などの利益は増大してきているが、日本経済全体は「成長しない」経済となっており、とりわけ消費の減退の中で、地域経済の後退が著しい。その上、金融危機の影響で、市民生活はかつてない困難を抱えている。国の調査によっても貧困率は15.7%、大津市でも準要保護世帯までに支給される「奨学補助金」の受給率などもこれを上回っており、このようなもとで、市民生活を支える自治体として、負担を増やす政策はおこなうべきではない。

「素案」ではごみ減量への動機付けをし、ごみ問題への関心を高めるとしているが、導入した都市はどこでも一時的に減量するものの、なれるにしたがってリバウンド・ごみ量の増加が指摘されているが、さらなる動機付けのために値上げをする自治体も出てきている。このような理屈では際限のない値上げに道を開くものであり、導入するべきではない。

第二に、今回のごみ有料化導入の目的としているごみ減量やリサイクルを進めるための市のごみ減量・リサイクルへの取り組みが、先進他都市と比べてもきわめて不十分だということである。たとえば、他都市ではごみの分別収集で、ごみ集積所の整備や管理に対する補助などをおこないながら、リサイクルステーションとして、生きビンなどの分別収集・紙類の分別収集などをすすめたり、有害廃棄物としての蛍光灯や電池などの収集をおこなうなど、「市民がリサイクルしやすい」環境を整えていることが特徴である。また、リサイクルの推進では、資源物の集団回収への補助金の水準も大津市の単価の3倍の都市もあり、生ごみ対策としての堆肥化機器への補助が世帯比率で二桁と充実していたり、農業法人と連携した堆肥化施設の建設、街中の大型処理機の設置など、まだ試験的な取り組みも含めて積極的な取り組みがおこなわれている。そのほかにも事業者と協力してのリサイクルの仕組みづくりや事業系ごみの分別の徹底など大津市が検討しなければならない課題は少なくない。市民負担を求める前に、まず行政自らが施策の拡充を図るべきである。

第三に、まちづくり・住民自治のあり方として、ごみ有料化ではなく市民に正面からご み減量への協力・取り組みを呼びかけるべきである。

経済的インセンティブなどといって、「手数料負担を回避するためにごみを減量する行動をとるだろう」というごみ減量手法は、市民の良識を信頼していない行政姿勢のあらわれであり、「市民自治の確立」をかかげる本市にまったくふさわしくないものである。

大津市ではこれまで「ごみ非常事態宣言」が発せられ、指定ごみ袋制度が導入された際

も、行政・市民が一体となった取り組みの中で、ごみの分別や減量に取り組んできた経過がある。その後これらの取り組みはいったんは後退したものの、指定透明袋制度導入、プラスチック容器包装リサイクルへの取り組みなどによって、確実にごみ減量を達成してきた。なぜ、今日このような正面からの市民への取り組みを呼びかけるのでなく、国の言うがままにごみ有料化を導入しようとしているのか、自治体としての質が問われる問題といわなければならない。この点でも先進都市では、住民と行政の懇談や説明などが繰り返しおこなわれる中で、施策の前進をはかっていることが大きな特徴で、有料化を動機付けや意識付けのきっかけとするやり方は大きな問題があるといわなければならない。

また、市民を「ごみ減量に努力する人」と「ごみ減量に努力しない人」に分けて、その 対立をあおるやり方についても問題があることを指摘しておきたい。ごみ減量に関心があ る人とない人が居る事は確かだが、関心があっても多忙や生活実態から取り組みが十分で きない人などもいることを考慮に入れる必要がある。また、自治体行政への協力や地域コ ミュニティへの参加などについて市民の中に様々な考え方があるのは当然のことである。 行政・事業者・市民が一体となってごみ問題の解決に取り組む必要がある時に、市民を分 断するやり方はこれに逆行するものである。

第四に、前項とも関わって、ごみ排出量に応じた負担の公平化をかかげているが、自治体における負担の公平についてのとらえ方に問題がある。今日貧困と格差の拡大が大きな問題になっているが、これを是正することが、国や自治体の大きな役割であることは言うまでもない。市場経済のもとでは、貧困や格差が常に生み出されるものであるが、税や行政サービス・社会保障などを通じて「所得再配分」機能を発揮して、誰もが人間らしく安心して暮らせるようにすることが求められている。近年、「応益負担」=受益に応じた負担こそが「公平」だとする議論が自治体行政でもまかり通っているが、税制のフラット化ともあわせ、所得再配分機能を否定する議論であり、弱肉強食の社会的ゆがみを更に増幅する問題がある。

「素案」では、「低所得者や社会的弱者に対する手数料減免や日常的に紙おむつを排出する世帯への無料袋の配布などの措置」を検討すべきとしているが、申請主義であること、配布にかかる経費などが見積もられていないこと、他の特別な事情への配慮などの問題点があり、手数料を取らない=ごみ有料化しないほうがはるかに簡単である。

第五に、そもそもごみ有料化は、自治体の行政改革の対象として導入が検討されてきたが、地方自治法第227条、及び228条の規定(特定のものへの行政サービスについて手数料を徴収できるとしたもの)に抵触するおそれがあるとして、多くの自治体が導入に慎重だった。ところが、廃棄物処理の広域化、大規模化による自治体財政への負担の増加、三位一体の改革による自治体財政の逼迫の中、平成17年、環境省が「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、ごみ有料化の推進をかかげて以来、全国の自治体で急速に導入が進んでいる。

大津市においても、行政改革プランの中でごみ有料化が検討課題とされてきた経過があり、ごみ減量化などの目的以前に行政経費の削減と市民負担の増加というねらいがその根底にある。それなしには生活することができないという意味で、ごみ有料化は形を変えた

人頭税的な増税であり、地方自治法の規定に違反することは明らかである。このような手数料導入が当然と言うことになれば、あらゆる自治体行政サービスに手数料を課することができることになり、自治体行政の変質につながりかねない。そのような意味でもごみ有料化は行うべきではない。

- 2. ごみ有料化に頼らずにごみ減量・リサイクルへの本格的な取り組みを
- (1) ごみゼロ宣言・ゼロウエイスト宣言など、明確なごみ減量の理念と目標を持つ

地球環境問題が自治体にとっても大きな課題となっているが、ごみ減量・リサイクルへの取り組みで重要なことは、自治体として「循環型社会」への転換や「ごみゼロ」など明確で積極的な理念と目標をかかげて取り組みを進めることである。地方自治体がごみ問題で積極的な提言をおこなっていくことは、国の施策の前進への大きなインパクトになり、実現への可能性と条件を切り拓くことになる。

また、ごみ有料化に頼らなくても市民のごみ行政への関心や協力を引き出す上でも大きな意義を持つものであり、大津市としての決意や姿勢を示すことにもなる。

新たなごみ処理基本計画の策定において、ごみゼロに至る目標を示すと共に現時点で実行可能な施策を体系別に計画に盛り込み、達成年度を明確にして取り組みを進めていくことが循環型社会実現への確かな保証となる。

- (2) 市民・事業者の参加でごみ減量・リサイクルのしくみを整備する
- ①ステーション収集による資源物の分別収集の強化を

現在おこなっているごみ収集のうち、資源物となるビン類についてはコンテナ収集に切り替えて、ビンの分別を徹底してリサイクル率を高める。また、乾電池などもステーション回収とし、蛍光灯などの有害物についても「燃やせないごみ」と区別して収集・処分すること。家庭で発生する剪定枝葉についても、資源ごみとして収集・堆肥化をおこなうこと。家庭ごみの中で大きな割合を占める紙類についても、ステーション回収の対象として、リサイクルしやすい体制を整える。

また、実施可能な地域からごみ収集ステーションの設置や整備に対する補助制度を創設して、取り組みを進めるべきである。現行の透明ごみ袋は、プライバシー対策として新聞紙で包む市民などが多く、ごみ減量に逆行するものであり、カラス対策としても問題がある。半透明袋への移行などをはかること。

②生ごみのリサイクルの推進を図ること

現在試験的に一部地域でおこなわれているが、これを全市で制度化するための検討を進めること。同時に各家庭でのコンポストや電動処理機などへの補助を抜本的に拡充し、啓発協力員などを養成して、推進すること。給食の残滓、市営住宅など集合住宅や開発団地などでの大型コンポスト機器の設置などについても検討すること。廃油のバイオディーゼル燃料化についても試験的な取り組みを検討すること。

③集団回収事業への補助を充実させること

集団回収は市民団体の活動資金ともなるものであり、取り組みを進めれば進めるほどメ

リットになるとともに、それを通じてごみ問題・リサイクルを考えるきっかけともなるものである。現在の補助を当面 2 倍以上に引き上げること。

④事業者の協力による回収の推進を

現在でも、発泡トレイや紙パックの回収などがおこなわれているが、更に協力する事業所を増やして、取り扱いの品目などを増やすこと。使い捨て買い物袋の削減や過剰包装の解消などを、事業者の自主的な取り組みを促す「協定」などの形で推進すること。

(3) その他のごみ減量の取り組みについて

①事業系ごみの分別徹底など取り組みの強化を

現在有料でおこなわれている事業系の一般ごみについても、分別の徹底、リサイクルの 推進を図る。そのためにも個々の事業者に対する協力の要請、指導・チェックの体制を整 備すること。

②大型ごみの有料化をあらため、リサイクルの取り組みを進める

大型ごみの個別有料収集によって、ごみ排出抑制が進んでいるが、排出しにくいという 市民の声も聞かれる。有料収集を改めるとともに、市民が利用しやすい制度の検討を行う こと。あわせて、大型ごみリユースセンターの設置が検討されているが、実効性のある本 格的な制度運用を見通して場所の選定・事業内容の検討をおこなうこと。

③資源リサイクルに逆行する「ガス化溶融炉」などの導入をおこなわないこと

先進市などの取り組みを調査する中で、「灰溶融炉」や「ガス化溶融炉」などの導入が、 リサイクルの障害となっていたり、費用負担の増大をまねいている実態が明らかになった。 今後大津市の焼却施設の更新が課題となっているが、高価な「ガス化溶融炉」などの導入 はおこなうべきではない。

④市民の声をごみ減量施策に活かしていくこと

ごみ減量・リサイクルの取り組みを進めていく上で、市民の意見や要望などが決定的に 重要であることをふまえて、現在のごみ減量推進市民会議だけではなく、市民の声を反映 するしくみを多様に整えること。

⑤拡大生産者責任の徹底をはかること

自治体と住民によるごみ減量化の取り組みは重要であるが、限界もある。そもそもごみにならないもの、リサイクルできるものを生産する「拡大生産者責任」の徹底が重要になっており、国においてさらなる徹底・しくみ作りを求めるべきである。